

違反対象物の 公表制度

習志野市消防本部

令和2年
4月1日から
運用開始

違反対象物の公表制度とは

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を習志野市消防本部のホームページで確認できる制度です。

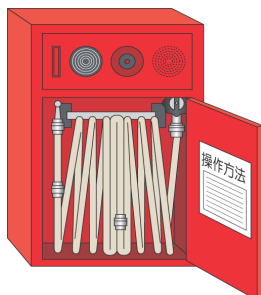
☆ 公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定の人が出入りする建物や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物です。（特定防火対象物）



☆ 公表の対象となる違反

消防法に基づき設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない場合です。



☆ 公表の方法

習志野市消防本部のホームページへ掲載します。
また、消防本部・消防署・出張所において掲載された情報の閲覧ができます。

違反対象物の公表制度

☆ 公表する内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 消防法令違反の内容

例) ○○○○○ビル
習志野市○○ △丁目△番△号
自動火災報知設備未設置

☆ 公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果通知書等交付

関係者に対する公表の事前周知

立入検査結果の通知から14日経過した日においてなお当該違反が認められる場合

公表

☆ 建物関係者の方へ

建物に以下のような変更を行う場合には、新たに消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。

- ・飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、福祉施設などが新たに入居する場合
- ・建物の増築、改築及び用途変更、隣接建物との接続等を行う場合

問合せ先

公表制度につきましては、

習志野市消防本部予防課にお問い合わせください。

消防本部予防課 047-452-1284